人権尊重の視点に立った学校づくり

生徒指導 人権が尊重される 学習活動づくり 人権が尊重される 人間関係づくり 発揮できる取組 互いのよさや可能性を 認め合える仲間 ●間違ってもいい (受け止める)、 自由な発想が認められる雰囲気 ●互いの発言を最後まで聞く、誤答 も大切にする雰囲気 ●互いのよさを認め合う場や機会 人権が尊重される

-人ひとりが大切にされる授業 互いのよさや可能性を

教科等指導

●一人ひとりの考える時間の保障

●わかりやすい授業内容、ワーク

●全員が参加できる授業の展開

●自己選択できる場の設定

(課題·教材·教具)

環境づくり

安心して過ごせる 学校・教室

- ●落ち着いて学習ができる教室環 境(掲示物・机の配置)
 - ●全員の作品が大切にされる掲 示・展示
 - ●相互理解や交流を深めることが できる掲示

大切な「隠れたカリキュラム」

「隠れたカリキュラム」とは、教育する側が意図する、しな いにかかわらず、学校生活を営む上で、児童・生徒自らが学 びとっていく全ての事柄を指すものです。学校・学級の「隠 れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方で あり、雰囲気といったものです。人権感覚の育成には、体系 的に整備された教育課程とともにこの「隠れたカリキュラム」できます。

学級経営等

という視点はとても重要です。

「いじめ」を例にとると、「いじめはいけない」という知的 理解だけでなく、実際に「いじめ」を許さない雰囲気が浸透 している学校・学級で生活することを通じて、児童・生徒は はじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身につけることが

子ともの権利条約

「子どもの権利条約(児童の権利に関する条 約) は 1989年に国際連合総会で採択された、 子どもの人権に関する世界で最初の国際的な条 約です。日本は1994年に批准しました。子ど もの人権の尊重を保障することを目的とし、全 54条で構成されています。この条約では、18 歳未満のすべての人を子どもと定義し、次の4 つの権利を柱としています。

子どもの幸せのために

第3条「子どもにもっともよいことを」

子どもに関係のあることを行うときは、子ど もにもっともよいことを第一に考えなければな りません。

【参考】公益財団法人 日本ユニセフ協会ホームページ

生きる権利

防げる病気などで命をう ばわれないこと。病気やけ がをしたら治療を受けられ ることなど。

守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾 取などから守られること。 障害のある子どもや少数民 族の子どもなどはとくに守 られることなど。

育つ権利

教育を受け、休んだり遊 んだりできること。考えや 信じることの自由が守ら れ、自分らしく育つことが できることなど。

参加する権利

自由に意見をあらわした り、集まってグループをつ くったり、自由な活動をお こなったりできることなど。

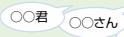
児童・生徒一人ひとりをかけがえのない存在として接していますか。

児童・生徒への対応について 自分自身を振り返って みましょう。

- □一人ひとりの声をきちんと受け止めて聴いている。
- □ 明るく丁寧な言葉がけをしている。
- ─ 教育的ニーズを把握し、きめ細かな対応をしている。
- □ よさを認め、励ましている。
- ─ 結果にとらわれることなく、取り組む姿勢や過程 を認め、ほめている。
- □ 一人ひとりに対して分け隔てなく接している。
- □ 先入観や偏見を持たないようにしている。
- □ 小さな変化に気づき、迅速に対応している。
- □ 「同じ目の高さに立つ」など、共感的に理解する よう心掛けている。
- □ 文書の表現や言葉遣いに、十分な気遣いと配慮を している。

人権的配慮って?

児童・生徒に対するイメージや捉え方 が呼名の違いにあらわれていませんか。





○○**ち**ゃん

不公平と感じさせない配慮が必要です。

児童・生徒の言動等への否定的な評価 に基づく改善点の指摘を他の子どもに求 めていませんか。

●児童の発言した声が小さかった時、 学級全体に

今の発言が聞こえましたか。

このような指摘は当該児童・生徒に対 する負の評価を学級内で固定化してしま うことにつながります。

例3

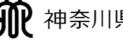
自分の中の偏見や思い込みに気づいて いますか。

> 女みたいな話し方だな。 もっとしゃきっとしろ。

この問題、普通はできるよね。 できないなら中学校に 戻ったほうがいいね。

「差別意識を助長する表現」「いやみな 表現 | 「身体的特徴に触れる表現 | 等は 児童・生徒の心を傷つけます。

【参考】「人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」」平成20年3月 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議



教育委員会教育局行政部行政課 人権教育グループ 横浜市中区日本大通33 〒231-8509 電話(045)210-1111(代表)

発行 平成27年12月

神奈川県人権教育推進の手引き



「人権」とは、何ですか。

「人権」とは、「人々が生存と自由を確保し、 それぞれの幸福を追求する権利」です。「生 きていたい」「自由でいたい」「幸福でいたい」と いう、全ての人に共通する三つの願いを支えるも のです。

人権教育の目標は、 何ですか。

人権教育の目標は、一人ひとりが発達の段階 A 大権教育の日標は、一人のこりが光達の政府 に応じて、人権の意義・内容や重要性につい て理解し、「自分の大切さとともに他の人の 大切さを認めること」ができるようになることです。 そして、それが様々な場面や状況で具体的な態度に 現れることによって、人権が尊重される社会づくり に向けた行動につながるようにすることです。

「人権を尊重する」とは、 どういうことですか。

「人権を尊重する」とは自他の人権を正しく (A) 理解し、相互に尊重しあうこと。つまり、 「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める こと」です。

人権教育は、いつ、どこで、 誰が進めていきますか。

- 人権教育は教育活動の基本です。子どもが 登校してから、下校するまでの教育活動を 通して、あらゆる場面で、全ての教職員によって 進めることが大切です。

「人権教育」とは、何ですか。

「人権教育」とは、「人権尊重の精神の涵養 を目的とする教育活動 | をいいます。ポイ ントは、「涵養」という言葉。涵養とは、自然に水 がしみこむように、ゆっくりと養い育てることで す。

人権教育を進める上で、大切 なことは何ですか。

人権教育は「自己肯定感の育成」を基盤に 据えて、各教科や特別活動等を通して、人 権に対する正しい「知識」を身につけることが大 切です。また、「知識」とともに全ての教育活動を 通して「人権感覚」を高めることが重要です。